

第5回北斗市農業委員会総会議事録

令和7年7月24日 開催

北斗市農業委員会

招 集 年 月 日	令和7年7月24日					
招 集 場 所	北斗市総合分庁舎 3階 会議室					
委員の出欠状況 (出席 14名) (欠席 4名)	1 番	佐々木 勝 利	出 席	1 0 番	畠 中 学	出 席
	2 番	高 田 美 穂	出 席	1 1 番	加 藤 隆	欠 席
	3 番	佐々木 敬 子	出 席	1 2 番	山 本 正 人	欠 席
	4 番	落 合 修	出 席	1 3 番	齊 藤 哲 也	出 席
	5 番	白 石 奈津美	欠 席	1 4 番	高 橋 陽 一	出 席
	6 番	谷 口 美由紀	出 席	1 5 番	井 坂 あずみ	欠 席
	7 番	岡 田 浩 幸	出 席	1 6 番	中 川 明	出 席
	8 番	岡 村 栄 士	出 席	1 7 番	畠 山 恵 子	出 席
	9 番	安 田 秀 幸	出 席	1 8 番	澤 田 亨	出 席
本会議に職務のため出席した者の職氏名	北斗市農業委員会 事務局長 野 田 広 樹 係 長 大 森 千 里 主 事 東 條 新					

会長提出議案	報告第 1 号 土地の現況証明書（専決事項）の交付について 報告第 2 号 農地法第 3 条の規定による届出について 報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による届出について 報告第 4 号 農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人要件の適合状況報告について 議案第 1 号 土地の現況証明書の交付について 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 3 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について 議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（賃貸借）について 議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（使用貸借）について 議案第 6 号 土地の現況証明調査委員の指名について
委員提出議案 等の標題	

第5回北斗市農業委員会総会議事日程

開議 令和7年7月24日 午後1時30分

- | | | |
|-------|------------------------------------|---------|
| 日程第1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 日程第2 | 会期の決定について | |
| 日程第3 | 土地の現況証明書（専決事項）の交付について | （報告第1号） |
| 日程第4 | 農地法第3条の規定による届出について | （報告第2号） |
| 日程第5 | 農地法第5条の規定による届出について | （報告第3号） |
| 日程第6 | 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人要件の適合状況報告について | （報告第4号） |
| 日程第7 | 土地の現況証明書の交付について | （議案第1号） |
| 日程第8 | 農地法第5条の規定による許可申請について | （議案第2号） |
| 日程第9 | 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について | （議案第3号） |
| 日程第10 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（賃貸借）について | （議案第4号） |
| 日程第11 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（使用貸借）について | （議案第5号） |
| 日程第12 | 土地の現況証明調査委員の指名について | （議案第6号） |

第 5 回北斗市農業委員会総会議決結果表

令和 7 年 7 月 2 4 日

番号	番号 報告・議案	件 名	提出者	議決 結果	備考
1	報告第 1 号	土地の現況証明書（専決事項）の交付について	会長	報告済	1 件
2	報告第 2 号	農地法第 3 条の規定による届出について	会長	報告済	5 件
3	報告第 3 号	農地法第 5 条の規定による届出について	会長	報告済	2 件
4	報告第 4 号	農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人要件の適合状況報告について	会長	報告済	2 5 件
5	議案第 1 号	土地の現況証明書の交付について	会長	決定	2 件
6	議案第 2 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	会長	決定	1 件
7	議案第 3 号	農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について	会長	決定	2 件
8	議案第 4 号	農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（賃貸借）について	会長	決定	1 6 件
9	議案第 5 号	農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（使用貸借）について	会長	決定	2 件
1 0	議案第 6 号	土地の現況証明調査委員の指名について	会長	決定	—

第5回北斗市農業委員会総会

(午後 1時30分 開会)

(開会宣言) 澤田会長	総会にあたりまして、ひと言ご挨拶を申し上げます。 先月も暑いので気を付けて下さいと申し上げましたが、今日は、先月より暑くなって、どこかで40度を超えるとの報道もあります。本当に皆さん気を付けて下さい。ここにいる間はいいいのですが、外に出たら体調に気を付けて下さい。 本日の総会は、報告4件、議案6件の合計10件であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
事務局長	本日の委員の動向をお知らせいたします。 5番 白石 奈津美 委員、11番 加藤 隆 委員、12番 山本 正人委員、15番 井坂 あずみ 委員より欠席の申出がありました。 本日は、14名の委員が出席しております。 北斗市農業委員会会議規則第7条では、「会長は、会議の議長となり議事を整理する」こととなっておりますので、この後の議事については澤田会長が進行いたします。よろしくお願いいたします。
議 長	それでは、早速、会議を始めさせていただきます。 本日の議事日程は、お手元に印刷配布のとおりであります。直ちに日程に入ります。
日程第1 議 長	日程第1 本日の会議録署名委員を指名いたします。 議席番号7番 岡田 浩幸 委員、議席番号8番 岡村 栄士 委員の両名を指名いたします。
日程第2 議 長	日程第2 会期の決定についてお諮りいたします。 本総会の会期は、本日1日と決定することに、御異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本総会は本日1日と決定いたしました。
日程第3 議 長	日程第3 報告第1号「土地の現況証明書(専決事項)の交付について」を議題といたします。 番号1を上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)

議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 番号1につきましては、清水川工業団地・メイホク食品株式会社より西側の土地でございまして、地目変更をするため、このたび、現況証明願いが出されたものでございます。 これらの願い出につきましては、北斗市農業委員会事務専決規程に基づき専決処分しましたことをご報告するものでございます。 説明は、以上でございます。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。
日程第4 議 長	日程第4 報告第2号「農地法第3条の規定による届出について」を議題といたします。 番号1から番号5までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 農地法第3条の3第1項の規定によりまして、農地又は採草放牧地について、相続等により権利を取得した者は農業委員会に届け出る事となっております。 番号1につきましては、老人ホームいなほより東側の農地でございます。番号2につきましては、木古内町との境界付近にあります、道南いさりび鉄道・箱崎踏切より西側及び東側の農地でございます。番号3につきましては、新函館北斗駅より北東側の農地でございます。番号4につきましては、一本木河川公園より北西側の農地でございます。番号5につきましては、山田長政・元農業委員宅より北側の農地でございます。 これらの届け出につきましては、北斗市農業委員会事務専決規程に基づき専決処分しましたことをご報告するものでございます。 説明は、以上でございます。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)

議 長	御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。
日程第 5 議 長	日程第 5 報告第 3 号「農地法第 5 条書の規定による届出について」を議題といたします。 番号 1 から番号 2 までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定により、農業委員会に届け出る事となっております。 番号 1 及び番号 2 につきましては、サッポロ・ドラックストア一北斗本町店より北側の市街化農地でございまして、所有者から届出事業者が 30 年の賃貸借契約を締結し、店舗建設用地として利用するため、転用の届出があったものであります。 北斗市農業委員会事務専決規程に基づき専決処分しましたことを御報告するものでございます。 説明は、以上でございます。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。
日程第 6 議 長	日程第 6 報告第 4 号「農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人要件の適合の適合状況報告について」を議題といたします。 市内法人の番号 1 から番号 20 及び市外法人の番号 1 から番号 5 までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 農地法第 6 条第 1 項の規定により、農地所有適格法人は毎事業年

事務局長	度の終了後３カ月以内に、農地法施行規則第５９条に規定する事項を記載した報告書を農業委員会に提出しなければならないとされていることから報告を受けたものでございます。 提出された書類により、法人形態要件・事業要件・構成員要件・業務執行役員要件を確認しましたところ、市内法人の番号１、番号２、番号４、番号５、番号７から番号１４、番号１６から番号１９までにつきましては要件を満たしていると考えております。 なお、番号３・番号６・番号１５・番号２０につきましては、事業年度終了時点での文書通知や、その後の催促を行ってまいりましたが、提出がなかったため適否判定ができない状況にあります。この法人に対しましては、引き続き、報告書の提出について催促してまいりたいと考えております。 ８ページをお開きください。市外法人となりますが、こちらも法人形態要件・事業要件・構成員要件・業務執行役員要件を確認しましたところ、要件を満たしていると考えております。なお、番号２につきましては、事業年度終了時点での文書通知や、その後の催促を行ってまいりましたが、提出がなかったため適否判定ができない状況にあります。この法人に対しましては、引き続き、報告書の提出について催促してまいりたいと考えております。番号４の法人に対しましては、事業要件を満たすための改善策を考えてほしいなどのお話をさせていただいております。 説明は、以上でございます。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 (落合 修 委員：挙手)
落合 修 委員	１９番の法人ですが、金額程度の売上で適格法人と言えるのか。
事務局長	ご説明いたします。 売上が金額程度という点については、要件としてみると赤字ではないため、不適格とは言えない状況です。市外法人についても、農業経営の実態がない状況の法人もあり、それらも含めて指導してかなければならないと考えております。農地については、適格法人の資格が無くなれば、農地を売却しなければならないため、農地の引き受けを含めて整理していく事になります。なお、落合委員の指摘のある法人については、農泊事業をとりやめた事により、農作物の生産・販売が主となったことから、農地巡回等で営農状況について、確認・指導を行って行きたいと考えております。
落合 修 委員	２０番の法人ですが、主に何を作付けしているのか。
事務局長	ご説明いたします。

事務局長	ここは、個人名の農地を借りて始めた法人で主に水稻とネギの生産を行なっています。まだ、営農を始めてから年数が経っていない事と経験者が少ないという面では、まだ、軌道にのっていないと思いますが、今年から従業員も増やして営農しており、会社としても一生懸命やっている姿は見えます。今後、技術の向上によって、伸びてくるのではないかと考えております。
落合 修 委員	6 番の法人名は、なぜ未提出なのか。
事務局長	催促はしているのですが、忙しすぎてまだ提出できていない状況です。例年出てくるのが遅いです。
落合 修 委員	未提出の法人に対しては、提出するよう催促を行なって下さい。
事務局長	事務局としても、提出するよう、働きかけをしていきます。
議 長	他にございませんか。なければ、本件は報告済みといたします。
日程第 7 議 長	日程第 7 議案第 1 号「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。 番号 1 から番号 2 までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読) 朗読が終わりましたので、調査委員を代表いたしまして、 畠中 学 委員より報告をお願いいたします。
畠中 学 委員	(畠中 学 委員：報告)
議 長	報告が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第 8 議 長	日程第 8 議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号 1 を上程いたします。 事務局に朗読させます。

議 長	(事務局：朗読)
事務局長	事務局長より説明があります。 ご説明いたします。 本件につきましては、萩野小学校より北西側の農地でございます。ここで営業を行なっている[事業者名]の整備工場が手狭となったため、隣接地に大型農機具整備工場の新設及び機械置場等の拡張を行ないたい旨の許可申請が提出されたものでございます。 なお、提出された関係書類で工場等の配置並びに機械置場の面積等の計画を確認いたしましたが、必要最低限の転用面積となっているものと考えております。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第 9 議 長	日程第 9 議案第 3 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。 番号 1 から番号 2 までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。
	(事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 本件に関しましては、合意による解約が引き渡し期限の 6 カ月以内に行われていることが要件となっておりまして、解約合意と引き渡しが行われ、通知されておりますので問題ないと考えられます。 番号 1 及び番号 2 につきましては、文月・山の神神社より西側の農地でございます。村内地区ほ場整備事業に伴い担い手とされた農業者が労働力不足のため、ほ場整備事業の担い手を辞退したことにより、解約となっております。 本来であれば、先月の総会で農業公社との賃貸借契約を変更する前にご審議いただく案件でありましたが、公社と手続の認識の違いにより、審議の順番が逆となってしまった事についてお詫び申し上げます。以後、同様の案件が発生した場合は、前後しないよう気を付けて、事務を行いたいと思います。

事務局長	説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第 1 0 議 長	日程第 1 0 議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（賃貸借）について」を議題といたします。 番号 1 から番号 7 までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 番号 1 につきましては、萩野・駒井生コンクリート株式会社より西側の農地でございます。令和 7 年 5 月総会にてあっせんの取り下げの決定をご審議いただきました案件です。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、賃貸借を行なうものでございます。番号 2 につきましては、中央開発公民館より北西側の農地でございます。労働力不足のため、令和 6 年 5 月より賃貸借で耕作を行なっている、経営規模拡大を図ろうとする方へ、賃貸借を行なうものでございます。なお、備考欄に新規と記載しておりますが、4 月からの農業公社を介した契約となった関係で新規扱いとなりますが、継続案件でございます。番号 3 につきましては、南大野会館より西側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行なっている、経営規模拡大を図ろうとする法人へ、賃貸借を行なうものでございます。番号 4 につきましては、大野大橋より東側及び西側の農地でございます。労働力不足のため、平成 2 7 年 7 月より賃貸借で耕作を行なっている、経営規模拡大を図ろうとする方へ、賃貸借を行なうものでございます。なお、こちらも備考欄に新規と記載しておりますが継続案件でございます。番号 5 につきましては、久根別 5 丁目・N I P P O 函館合材工場より北側の農地でございます。労働力不足のため、平成 2 7 年 7 月より賃貸借で耕作を行なっている、経営規模拡大を図ろうとする方へ、賃貸借を行なうものでございます。なお、こちらも備考欄に新規と記載しておりますが継続案件でございます。番号 6 につきましては、添山会館より北側の農地でございます。労働力不足のため、令和 2 年 8 月より賃貸借で耕作を行なっている、経営規模拡大を図ろうとする方へ、賃貸借を行なうものでございます。なお、こちらも備考欄に新規と記載しておりますが継続案件でございます。

事務局長	す。番号7につきましては、谷好・谷好寺より北西側の農地でございます。労働力不足のため、令和2年4月より賃貸借で耕作を行っている、経営規模拡大を図ろうとする法人へ、賃貸借を行なうものでございます。なお、こちら備考欄に新規と記載しておりますが継続案件でございます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり) 御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
議 長	次の番号8の案件につきましては、 1番 佐々木 勝利 委員が北斗市農業委員会会議規則第25条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。 (佐々木 勝利 委員：退席)
議 長	それでは、番号3を上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 番号8につきましては、サン・グリーン函館工場より東側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている、経営規模拡大を図ろうとする方へ、賃貸借を行なうものでございます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。 (佐々木 勝利 委員：復席)

日程第 1 1 議 長	日程第 1 1 議案第 6 号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（使用貸借）について」を議題といたします。 番号 1 を上程いたします。 事務局に朗読させます。 （事務局：朗読）
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 番号 1 につきましては、函館江差自動車道・北斗追分インターチェンジより北側の農地でございます。令和 7 年 6 月総会で合意解約の決定のご審議をいただいた案件ですが、労働力不足のため、近隣で耕作を行なっている、経営規模拡大を図ろうとする方へ、使用貸借を行なうものでございます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 （岡村 栄士 委員：挙手）
岡村 栄士 委員	公簿・現況共に畑なのですが、畑として耕作するのですか。
事務局長	ご説明いたします。 最初、田として使えるというつもりで借りたのですが、土地改良区にも確認しましたが、水を引ける状況に無いという事で畑として耕作すると聞いています。以前、遊休農地であった事もあり、まずは 1 年間かけて復元する予定でその後の作付けは、乾田直播で米を作ると聞いています。
岡村 栄士 委員	ちょっと、この方はトラブルの話も聞いているので、大丈夫かなと感じています。
事務局長	事務局でもトラブルの話は把握しており、今後はその点も留意したいと考えております。 この土地については、遊休農地であった事もあり、先の契約者が解除したため、遊休農地にする訳にはいかない面もありますので、貸借の際には、近隣とトラブルが発生しないように注意していきます。
議 長	他にございませんか。なければ、本件は原案のとおり決定いたします。

日程第 1 2 議 長	日程第 1 2 議案第 6 号「土地の現況証明調査委員の指名について」 を議題といたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	朗読が終わりましたので、調査委員を指名いたします。 議席番号 4 番 落合 修 委員、議席番号 1 1 番 加藤 隆 委 員、議席番号 1 4 番 高橋 陽一 委員の、以上 3 名を指名する ことに御異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は指名のとおり決定いたします。 調査委員に指名された方は、よろしくお願いいたします。
議 長	以上で、本日の全日程を終了いたしました。 これをもって、第 5 回北斗市農業委員会総会を閉会いたします。 御苦勞様でございました。 (午後 2 時 3 0 分 閉会)
	会 長 澤 田 亨 署名委員 岡 田 浩 幸 署名委員 岡 村 栄 士